

情報通信審議会  
情報通信政策部会

「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」御中

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」

(平成20年諮問第14号 答申(案))

への弊社意見

氏名: 渡辺克信

(朝日放送株式会社 代表取締役社長)

会社名: 朝日放送株式会社

住所: 大阪市福島区福島1-1-30

(郵便番号553-8503)

前略、今般貴委員会がまとめられた通信・放送の総合的な法体系の在り方について、弊社としては次頁以降の意見を持っており、今後の議論に反映させていただきたく、ご査読の上ご検討を賜りたいと存じます。 よろしくお取りはからいの程お願いいたします。

草々

項目	意見
2 伝送設備規律 (1)電波利用の柔軟化の ②ホワイトスペースの活用	<p>「ホワイトスペースの活用」については、あくまでも「無線局の既存業務に影響を与えないこと」が重要で、そのための検証は制度的にもしっかり担保されることが必要である事を確認しておきたいと考えます。</p>
2 伝送設備規律 (3)迅速な新サービスの ①免許等を要しない無線局の範囲の見直し	<p>免許の不要な無線局については、いたずらに高出力を志向すべきでなく、他の無線システムと周波数を共用する場合は特に慎重に取り扱うべきと考えます。</p>
3 伝送サービス規律 (3)放送・有線放送の 安全・信頼性の確保	<p>現状、規定がなくても放送事業者は放送事故が起こらないよう、主要設備の2重化や定期的な機器点検と整備を行っています。現在放送事業者は、2011年のデジタル放送への完全移行に向けて設備投資を行っており、設置したばかりの放送設備に、更なる投資が必要になる事態を回避するため、その規定の施行時期については慎重な状況判断が必要と考えます。また、地上放送事業者は、放送の持つ影響力・重要性を自覚して、放送事故の報告は、法律や法令で規定がなくとも自発的に関係機関に対して行っており、報告義務を制度化することは必要ないと考えます。</p>
4 コンテンツ規律 (1)メディアサービス(仮称)の範囲	<p>「放送」の概念・名称を維持することに賛成します。また、違法・有害な「通信コンテンツ」を新たな法で規制するのではなく、既存の法によって規制することにも賛成します。</p>
4 コンテンツ規律 (3)具体的規律②の業務開始の手續など	<p>放送施設の設置と放送の業務を別々の行政手続きとする事については懸念がありますが、その事業形態は事業者の選択に委ねられ、経営の選択肢の拡大が図られる事となる点は評価します。また、分離体系の下では、放送の業務は「認定制」とされ、その認定・再認定にあたって、放送の内容について行政の関与がこれまでより強くなる事が懸念されます。今後の具体的な制度整備にあたって、その懸念が解消されていくことを、要望します。</p>

<p>4 コンテンツ規律 業務開始の手続き等</p>	<p>「外国人等」の議決権については「地上放送に割り当てる周波数は更に有限希少であることから、新たな法体系においても伝送設備規律とコンテンツ規律の双方に現行と同等の規律をすることが適当である」とありますが、この考え方に賛成します。</p> <p>放送の社会的影響力や機能・役割の重要性に鑑みると、放送施設の設置者（＝無線局）と放送の業務を行う者への、外国資本の出資規制は必要であると考えます。</p> <p>また、放送施設と放送業務を兼営する事業者に関する、外国資本に対する出資規制は、議決権において3分の1ではなく、これまで通りに5分の1以下とすることを希望します。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (3)具体的規律③番組規律</p>	<p>番組分類の公表は基本的には放送事業者の自主・自律判断にゆだねる方向で検討されるべきものと考えます。</p> <p>また、いわゆるショッピング番組については、新たな分類基準を検討することが望ましいと考えます。その際には番組種別は番組の実情に沿った分類を、民放連等で検討することが適当ではないかと考えます。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (3)具体的規律⑤の再送信 制度の在り方のイ.裁定制度</p>	<p>「裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である」とありますが、この考え方には反対です。</p> <p>裁定制度は廃止されるべきであると考えます。</p> <p>これまでに発生した地上放送事業者と有線テレビ放送事業者間の再送信に関する紛争は、全て「区域外再送信」についてのもので、いわゆる「義務再送信」制度をめぐる紛争は発生したことはありません。</p> <p>区域外再送信は、この新法でも地上放送について定められる予定の「放送普及基本計画」と矛盾し、その放送普及基本計画に基づいて置局を行っている地上放送事業者の経営に多大な影響を与えます。</p> <p>当社は有線テレビの契約者だけでなく、区域内の全ての視聴者が地元局による充実した放送を享受すること</p>

	<p>こそが、「受信者の利益」であると考えます。</p> <p>また、デジタル放送に関する区域外再送信についての話し合いは、地上放送事業者とケーブルテレビ事業者との間で進んでおり、民間同士の話し合いによって解決することを原則とするべきと考えます。</p>
<p>6. 紛争処理機能の拡大</p>	<p>「電気通信事業紛争処理委員会」が放送の再送信に関係する紛争を処理することに反対します。</p> <p>放送の再送信は、本答申にあるように「利用の申し込みがあれば公平な扱いが求められる電気通信事業」とは大きく異なる部分があります。</p> <p>放送の再送信の問題は、通信の接続のための回線・施設の開放の問題とは違い、表現の自由や地域性等を含む文化の問題であると考えます。</p> <p>また、裁定を申請する有線テレビ事業者に違法行為があった場合、果たして申請資格があるのかという問題もあります。</p> <p>さらに、同委員会の「裁定」には不服申し立て制度がなく、制度上も問題があると考えます。</p>

以上